

個人情報保護委員会（第117回）議事概要

- 1 日時：令和元年8月30日（金）14：30～15：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：熊澤委員長代理、丹野委員、小川委員、中村委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、青山総務課長、佐脇参事官、山崎参事官、三原参事官、片岡参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（漏えい報告の在り方関係）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から「漏えい報告の在り方関係については、パブリックコメントにおいても関心と呼んでいたことは承知している。漏えい報告自体については、国際的な潮流や、事業者間の平等・不平等という問題もあり、更に、国全体の個人情報法制のレベルを上げるという意味から、あえて国際的な潮流に抗する必要はないと考えるところ、義務化の方向で検討していけば良いと思う。検討に際して、諸外国の法令や国内他法令を見ても、義務化の対象について、色々な工夫がされている。一定の軽減措置等を設けている例もあれば、報告を要する場合を限定している例もある。そこで、例えば漏えい報告の義務化については、まず要否を考えるという第一段階があり、義務化が必要である場合、何らかのしきい値等を設ける論点となるかと思われる。また、しきい値等を設ける場合には、単なる数字の議論だけでなく、情報の性質や、被害の重大性等、数字プラス他の要素も組合せて類型化することも可能ではないか。いずれにせよ、何らかの軽減措置について、今後検討していくことが必要ではないか。

一方、報告の期限については、もう少し検討を深める必要があると思われる。例えば、日数等を明示した場合、目安に過ぎなかったとしてもその数字に寄ってしまうことが考えられる。更に、別の方法としては、目安を設けておいて、例外的にそれより早くする、遅くするといった組合せもあるかと思う。スムーズに運用するために、事業者と報告を受ける側において、実務上対応可能な形が一番良いわけであり、どのような形が良いかの検討を更に深める必要がある」旨の発言があった。

宮井委員から「漏えい報告を義務化する場合、事業者側にとっても、一定のメリットがあり、まず、事業者間の不平等解消や、報告の義務化によって社内の管理体制をもっと強化しなければならないというような動きが出てくるので、事業者の安全管理措置のレベルは上がっていくと思う。結果、国

全体の安全管理レベルも上がっていくため、多面的な意義がある。ただ、仮に義務化するとした場合、事業者側にも一定の負担が生じてしまうことは否めない。当委員会にとっても新たな体制整備等が生じると思う。事業者側が混乱しないように、漏えい報告の要否の基準や報告期限の設定等、何らかのガイドラインのようなものを設けるなど、事業者側が対応しやすいように実務的な対策も併せて行うことが重要である」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「当委員会は執行案件でも諸外国との協調が必須である。1月の委員会でも申し上げたが、世界的趨勢を踏まえて制度を検討していくことは重要である。漏えい報告については、パブリックコメントでは不要との意見も多くあった。しかし、漏えい報告を義務化することは、本人、事業者、監督機関それぞれにとって多くの意義があり、国際的な潮流にもなっている。まずは、軽減措置などを設けつつ、漏えい報告を義務化する方向で、具体的な論点を引き続き検討していくこととしたい」旨の発言があった。

資料について原案のとおり公表することとなった。

(2) 議題2：認定個人情報保護団体からの認定業務の実施に関する報告結果及び今後の対応

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から「今回の追加の対応によって、1団体について不適合の項目是正につながったことは良かった。もう1団体に関しては、業務を適正に行うに足りる経理的基礎を有しているとは到底評価できないため、今回の取消し第1号に関してはやらざるを得ないと思う。我々には、認定団体について一定程度以上の質を確保することが要請されており、事務局から説明があった対応方針で良いと考える」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「経理的基礎は法で定める認定基準の1つであり、検定協議会が認定基準を満たしていない状況は看過できない。また、事務局の説明に鑑みれば、法第57条の規定に基づく命令を行ったとしても、当該団体がこれに従うとは考えにくい。当該団体については、対応方針のとおり、命令を経ずに認定を取り消すこととしたい」旨の発言があった。

資料について、原案のとおり了承され、法第58条第1項第2号の規定に基づき認定の取消処分を行うこととし、また官報掲載等の所要の手続きを進めることとなった。

(3) 議題3：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集の結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。

(4) 議題4：監視監督について

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。

※内容については非公表。

(5) 議題5：地方公共団体情報システム機構の全項目評価書について

藤原委員は地方公共団体情報システム機構の代表者会議の委員を務めていることから、個人情報保護委員会議事運営規程第10条の規定に基づき退席した。

事務局から資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、地方公共団体情報システム機構に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

以上